重 要 事 項 説 明 書

令和 7年 7月 1日現在

1 施設の概要

施設名	医療法人 仁康会　本郷中央病院介護医療院
所在地	広島県三原市下北方一丁目7番30号
施設の種類	介護医療院
事業所指定番号	34B0900031
管理者	施設管理者　谷本 康信
連絡先	電話　　0848－86－6780

2 事業の目的

医療法人仁康会　本郷中央病院介護医療院（以下「施設」という。）において行う介護医療院サービスの事業（以下「事業」という。）は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

3 運営の方針

施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う

4 施設に勤務する職員体制

	人員	業務内容
・管理者	１名	管理業務
・医師	１名以上	医療管理
・看護職員	常勤換算７名以上 うち２割以上が 看護師	入所者の看護、保健衛生及び介護
・介護職員	常勤換算 11 名以上	介護サービス
・理学療法士	常勤換算１名以上 実情に応じた適当数	リハビリテーション
・管理栄養士	１名以上 実情に応じた適当数	献立作成・栄養指導
・介護支援専門員	１名以上（常勤専従）	基本調査、ケアプラン
・薬剤師	１名以上 実情に応じた適当数	調剤、服薬指導、薬剤管理等

5 入所者の定員

（1） 施設全体の定員　　41 人

（2） 介護医療院サービスに係る定員　　41 人

6 サービスの内容

（1） 療養上の管理
（2） 入浴・排泄
（3） 離床・着替え・整容等の日常生活の世話
（4） 機能訓練
（5） 相談・援助
（6） レクリエーション行事

7 利用料その他の費用

（1） 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額及び食事の提供に係る料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

（2） 介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについて実費を徴収する。

（3） 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

（利用料金表）

a) 保険給付の自己負担額
厚生労働大臣が定める額

b) 居住費（1日につき）
個室　1,728 円
多床室　437 円

c) 差額室料（1日につき、ご希望の方）
特室（313 号、315 号）1,650 円
個室（316 号）　1,100 円

d) 食費（1日単位）　1,800 円

8 施設利用の留意事項

（1） 入所者は共同生活としての規律を守り親睦に努めなければならない。
（2） 入所者は、施設の環境衛生保持等に協力しなければならない。

9 非常災害対策

施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回の避難・初期消火訓練を行う。

10 相談窓口 ・ 苦情対応

☆ サービスに関する相談及び苦情については、次の窓口でマニュアルに基づき対応いたします。

本郷中央病院介護医療院　内	
常 設 相 談 窓 口	担当者　金満 浩美
電話番号	0848－86－6780
FAX 番号	0848－86－4564

☆　公的機関においても、下記の機関において苦情申出等ができます。

三原市介護保険相談窓口 （高齢者福祉課）	所　在　地	〒723－8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号
	電話番号	0848－67－6240
	FAX 番号	0848－64－2130
	対応時間	月　～　金　8:30～17:15
	年末年始・祝日を除く	
広島県国民健康保険団体 連合会（国保連） 国保会館　介護福祉課	所　在　地	〒730－8503 広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082－544－0783
	FAX 番号	082－511－9126
	対応時間	月　～　金　8:30～17:15
	年末年始・祝日を除く	

11　事故発生時の対応について

入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、また入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12　施設入所される際の説明と同意書類

（1）　介護医療院入所利用約款

（2）　介護医療院入所利用同意書

13　その他の運営に関する重要事項

（1）　施設は、従業者の質向上を図るため、積極的に研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

（2）　従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

（3）　ここに定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人仁康会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。